

区政と地域の
課題を考える…

自治体の役割は「住民福祉の増進」(地方自治法) そこから区政と地域の課題がみえてきます

荒川区・町屋地域の高齢者、年少人口などを見る		(15年3/1住民基本台帳より)			
		全人口	65歳以上	高齢化率	0~14歳 年少人口比率
	荒川区	208,989	48,526	23.2%	24,097 11.5%
	町屋全域	28,676	7,324	25.5%	3,190 11.1%
A	町屋1丁目	3,506	839	23.9%	349 10.0%
	町屋8丁目	2,723	635	23.3%	307 11.3%
	町屋7丁目	3,804	907	23.8%	506 13.3%
B	町屋2丁目	2,427	738	30.4%	164 6.8%
	町屋3丁目	3,815	970	25.4%	373 9.8%
	町屋4丁目	4,011	1,197	29.8%	369 9.2%
C	町屋5丁目	3,785	878	23.1%	523 13.8%
	町屋6丁目	4,605	1,160	25.2%	599 13.0%

%は、小数点以下2桁を四捨五入したため合計が100%になりません。また外国人を含む人口

上表のABCには、尾竹橋通りと旭電化通りで区
切られた3つの生活圏で比較したもの(下図参照)



核となる公的住宅建設の可能性
とともに再生型のまちづくりの
ネットワークの構築が必要で
す。また地域内の公園整備など
も追求することが必要で
はないでしょうか。みな
さんはどうお感じですか。

最も身近な区政について地域
やくらしの実態から見直すこと
も必要です。そこで年齢別の人
口動態を見ることにします。
各丁目とともに幹線道路で区
切られた生活圏毎に見ると地域
の課題が鮮明になつてきます。
町屋全域では、区全体の平均
より高齢化が進んでいます。14
才以下の年少人口は、ほぼ区の
平均と同じですが、地域別には、
町屋2、3、4丁目が他の3分
の2近い比率です。

いざれにしても安心して住み
続けられるまちにしていくため、
地域包括支援センター、見守り
ステーションなどの体制強化
環境整備などが重要です。
地域のバリアフリー化促進
今後の保育需要も見こした保育
施設・防災のまちづくりを
町屋2、3、4丁目では
高齢化率30%に近く急速に高齢化
しています。また、災害時の危
険度が最も高い地域です。地域
の耐震化や不燃化を進めると
ともに防災上毛地域ミニユーティ
ーの拠点となる施設や医療・福祉
施設の整備なども求められます。
また、地域内の公園整備など
も追求することが必要で
はないでしょうか。みな
さんはどうお感じですか。

くらし応援 増税と高い保険料からくらしを守る支援を

「高すぎる保険料」をどうしたら抑えることが出来るのか大きな課題です。今回の値上げは、国保料算定に入れてなかつた高額療養費を昨年から入れたためです。影響額は一人平均3,460円で今回の平均値上げ額に匹敵。また国の低所得者の割合に応じた財政支援も荒川区で2億6千万円増、新年度4億円の予算措置を予定。この財源で保険料の引き下げ据え置きを決めた自治体があります。高額療養費の保険料への算入を止め、支援金を活用し、値上げを押さえることは可能です。

給与200万 65才未満 (3人世帯)	年金200万 65才以上(2人世帯)	
2010年度 95,760		63,840
2011年度 113,760	均等割2割減額	73,345
2012年度 115,414		74,319
2013年度 136,562		85,886
2014年度 160,216	均等割5割減額	73,056
2015年度 182,307		84,321

介護保険も含め「高すぎて払えない」保険料では、制度の目的が果たせません。国庫支出の拡大を求めるとともに区独自の保険料抑制策が求められます。

子育て世代から高齢者、中小業者まで安心して住み続けるための課題は…?

医療、介護、福祉の充実を

介護保険、国保・後期高齢者保険料の負担軽減
要支援の方に必要な介護サービスを



在宅介護充実、小規模特養ホーム、ケア住宅などの整備をふるわり200の回数拡大など高齢者福祉の拡充を…など

子育て支援と子どもの貧困対策

保育園、幼稚園、学童クラブの量、質ともに拡充を
学校給食や教材教具の公費負担の拡大



18歳まで医療費無料化の拡大

中高生も含めた「居場所」づくり

タブレットパソコンの教育的検証と予算の見直し…など

災害から住民のいのち、財産を守るために

建物耐震化90%以上実質達成

公的住宅の整備によって住環境を改善

家具転倒防止補助の拡充、

感震ブレーカー設置補助創設、情報伝達の改善

医療、介護、福祉のネットワークの強化



町屋地域での深井戸整備…など

まちと地域経済支えるものづくり・商業支援を
区内全事業所調査と小規模企業の支援強化

「産業振興センター」を設置

専門職員の配置も含め区の「ものづくり支援体制」を強化

小規模企業の設備投資補助の要件緩和

仕事興しで住宅リフォーム助成制度を

くらせる賃金を保障する公契約条例の制定

融資制度のいっそうの改善…など



日本共産党荒川区議会議員
横山幸次 区政報告 ニュース

2015年 4月号外 発行 日本共産党荒川区議会議員
区議団控室 TEL 3802-4627 FAX 3806-9246
E-mail:arajcp@tcn-catv.ne.jp
町屋相談室 荒川区町屋5-3-5 3895-0504
E-mail:yoko1951@aol.jp



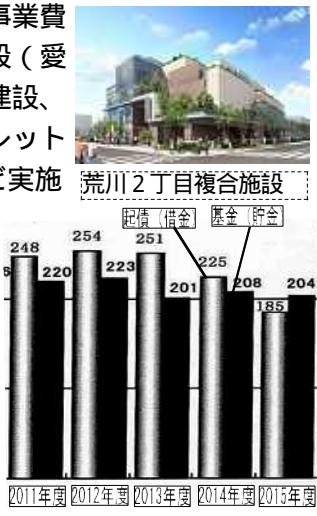
区民の声を条例提案にして 区政動かしてきました 共産党区議団

共産党区議団の条例提案が実った施策

条例案	内容	提案時期	経緯と結果
中小(零細)企業振興基本条例	区の商業・産業基本姿勢を示す	86・95年	2005年、産業振興基本条例制定
スポーツセンター条例改正	障害者、介助者の使用料免除	88年	92年から実施
ひとりぐらし老人専用住宅条例	高齢者住宅の設置	88・89年	91年西尾久さくらハイツなど5箇所建設。
原爆被害者見舞金支給条例	区内在住の原爆被爆者の方に見舞金支給	89年	90年から実施
心身障害者福祉手当条例改正	知的4度身体3級の手当てを3000円6000円に増額	89年	91年に7000円、96年4月～9500円に
高齢者民間賃貸住宅家賃等助成条例	65歳以上対象に軒宅で高くなる家賃の差額等補助	90年	91年～07年実施、09年～再開
老人性白内障手術費等助成条例	65歳以上の白内障眼内手術費を補助	91年	92年から保険適用
紙おむつ等支給条例	所得制限廃止、月200枚か現金支給も制度化	91年	所得制限廃止と現金も可能に、その後所得制限復活
学童保育クラブ条例	直接請求署名を取り組み、条例化で公的責任の明記	95年	98年に条例制定
就学援助条例	所得を見直し、対象を拡大	95年	08年～生保基準の1・1倍 1・2倍
大型小売店舗出店計画の事前に 関する条例	大型店出店時の地域生活・交通環境など事前住民協議制度	97年	97年9月要綱実施
議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例	議長等の手当て減額、費用弁償(議会日当)500円～500円に	98・99・00・02・03年	2007年費用弁償廃止
教育活動指導員設置条例	区が講師を増員し30人学級を1・2年生で実施	99年	2011年から1・2年生35人学級に
社会福祉基金条例の廃止条例	10億円の基金を廃止し、区民生活に活用	00年	06年廃止
子ども医療費の助成条例の改正	子ども医療費無料化の年齢拡大	06・12・15年	02年2才まで、07年から中学生まで実施
区議会政務調査費の交付条例の改正	領収証の義務付け	06年	実施

区民要求に応える財源はあります…
毎年決算剰余金20～30億円、基金250億円など

議会質問で、区民要求実現を迫ると区当局や与党は、「財政がきびしい」など理由に拒否することが多々あります。また、共産党提出の条例案の審議でも、他会派から「気持ちはわかるが、財源に問題」などの発言もあります。しかし、荒川区は、総事業費87億円の荒川2丁目複合施設（愛称「ゆいの森あらかわ」）を建設、小中学校の全児童生徒にタブレットパソコン配布に毎年6億円など実施するだけの財源を持っていました。



また年度末の決算でも毎年
20億から多いときで30億
円の使い残し（剰余金）があ
り、その多くを基金に積み、
250億円前後の基金を維持
しています。要は、財源をど
う使うかの優先順位が問われてい

39種の条例を提案し、その後実現に道理ある区民の声をまつすぐ届けます

日本共産党区議団は、区長から提案される条例や予算などの議案を審議するだけではなく、ほぼ毎年、区民要望実現のために「議員提出の条例提案」とそれに伴う予算の修正提案を行つてきました。

議会で条例そのものが否決をされても、その後、実現に道を開く大きな力になります。採決で反対しきました。

2月議会では、住宅リフォーム助成（9回目）入学祝い金（2回目）18才までの医療費無料（2回目）学校給食無料化（2回目）介護保

險負担軽減（10回目）高齢者敬老祝い金（3回目）ふるわり200の回数2倍（初）：総額約9億円…を提案しました。

これまでもそうですが、道理ある区民要求、区民の声をまっすぐに届けることが大事です。道理ある要求や願いは、区民の声で必ず区政を動かし実現できるというのが確信です。今回の条例案も切実な課題であり、引き続き実現に力を尽くします。



暮らし、子育て、介護、雇用…まずは声をかけて下さい。解決の第一歩です

日本共産党区議団町屋地域生活相談センター (横山幸次区議事務所)

荒川区町屋5-3-5 TEL・FAX 3895-0504

メール: yoko1951@aol.jp

英·墨竹橋

(横山幸次区議 事務所)

定例法律相談会
毎月第一曜日午後6時～8時